

「税に関する作文」入選作品決定

11月11日(水)から17日(火)までの一週間は、国税局と税務署を中心に、全国で「税を考える週間」が実施されます。

これに合わせて、信濃中野税務署管内租税教育推進協議会は、中学生や高校生を対象に税の意義や役割を学んでもらおうと「税に関する作文」の募集をしました。

市内では中学生から315件、高校から102件の応募があり、左表のとおり入選作品が決定しました。

問い合わせ先
税務課収納係

☎(22)21111(内線227・228)

☎(22)3151
信濃中野税務署総務課

▼市内学校関係入賞者一覧(中学生)

学校名	学年	氏名	題名	表彰の種類
南宮	3	平澤 綾大さん	義務の税か、主張の税か	長野県納税貯蓄組合連合会長賞
南宮	3	本多 竜晟さん	ジュース	信濃中野税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞
中野平	3	古田 さやさん	税金があるということ	中野市長賞
中野平	3	谷中彩優香さん	税	中野市教育委員会教育長賞
豊田	3	宮沢麻莉奈さん	税金の必要性	関東信越税理士会信濃中野支部長賞
南宮	3	中山 咲希さん	税金への思い	信濃中野税務署管内租税教育推進協議会長賞

▼市内学校関係入賞者一覧(高校生)

学校名	学年	氏名	題名	表彰の種類
中野西	3	萩原 可菜さん	福祉の見える化	関東信越国税局長賞
中野西	3	田中はるきさん	税とは何か	長野県租税教育推進協議会長賞
中野西	3	関 彩香さん	税金によって賄われるもの	信濃中野税務署長賞
中野西	3	森山 康基さん	税金のありがたみ	信濃中野税務署管内租税教育推進協議会長賞

環境

平成27年度
中野市環境白書

市では、中野市環境基本計画に基づく報告書として「平成27年度中野市環境白書」を発行しました。本書は、平成26年度の環境保全に関する施策の実施状況などを取りまとめたものです。

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。環境課までお問い合わせください。なお、冊子の配布

を希望される方は環境課まで直接お申し込みください。

問い合わせ・申し込み先

☎(22)21111(内線247)
環境課環境係



測定結果

空間放射線量(4月～9月)

～平常値の範囲内で推移しています～

測定場所	測定者	測定回数	測定値(μSv/h)
市役所本庁舎(駐車場)	中野市	6	0.04
豊田支所(駐車場)	中野市	6	0.04～0.05
保育園、幼稚園(市内14箇所:園庭)	中野市	3	0.05～0.08
小学校(市内11箇所:グラウンド)	中野市	3	0.04～0.07
中学校(市内4箇所:グラウンド)	中野市	3	0.05～0.07
東山クリーンセンター(入口、灰出し口)	長野県	2	0.07
大俣地籍最終処分場(入口、放流口、場内)	長野県	2	0.04～0.07
裕地区民間最終処分場(場内、境界4地点)	長野県	2	0.03～0.05

国際放射線防護委員会(ICRP)が2007年に示した勧告では、自然放射線および医療目的の放射線を除き、「一般公衆」が1年間に浴びてもよい被ばく限度量は1mSv(ミリシーベルト)/年とされています。1時間当たりの数値(測定値の単位)に換算すると、「0.19μSv(マイクロシーベルト)/時間」となります。

問い合わせ先

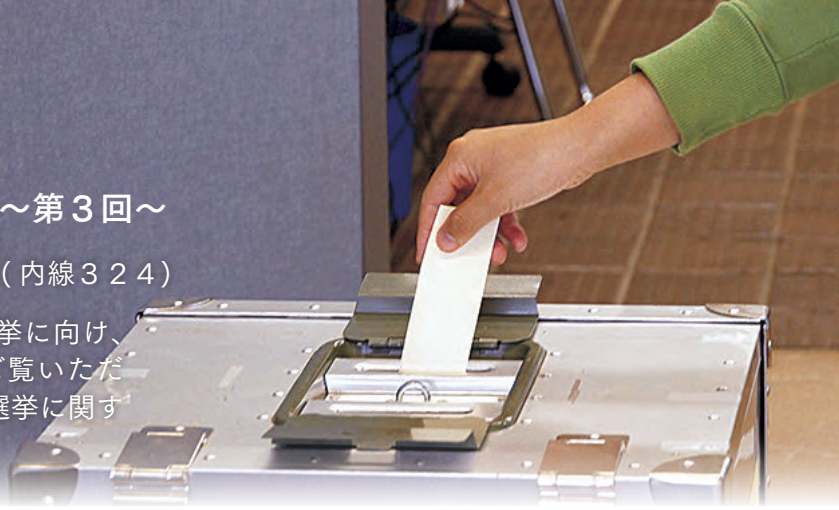
環境課環境係 ☎(22)21111(内線247)

選挙を考える

～第3回～

問 選挙管理委員会事務局 ☎ (22) 2111 (内線324)

来年の夏に行われる予定の参議院議員通常選挙に向け、中野市の投票率の推移や選挙執行状況などをご覧いただき、選挙に対する関心を高めていただくため、選挙に関する情報を随時掲載していきます。



今回は、選挙ごとの年齢階層別投票率と投票率向上のための取り組みを掲載しました。中野市選挙管理委員会では、さまざまな取り組みを行ってききましたが、若年層を中心に、まだまだ市全体の投票率の底上げが必要だと考えています。

期日前投票制度

今回は、期日前投票制度について紹介します。

ただし、各投票所により投票開始日や終了時間が異なりますので選挙の際はご注意ください。

前回も紹介しましたが、市選管は投票率向上の取り組みとして、平成26年から期日前投票所を期間限定で中山間地や大型ショッピングセンターで出張開設しています。

投票日に予定がある場合は

選挙は、投票日(選挙期日)に投票所において投票することを原則としていますが、期日前投票制度は投票日前であっても、投票日と同じ方法で投票を行うことができる制度です。

いつから、どこで投票できるの

投票日の公示日または告示日の翌日から投票日の前日までの間が期日前投票の期間となります。

期日前投票所は、市役所本庁舎、北部公民館、西部公民館、豊田支所に設けています。

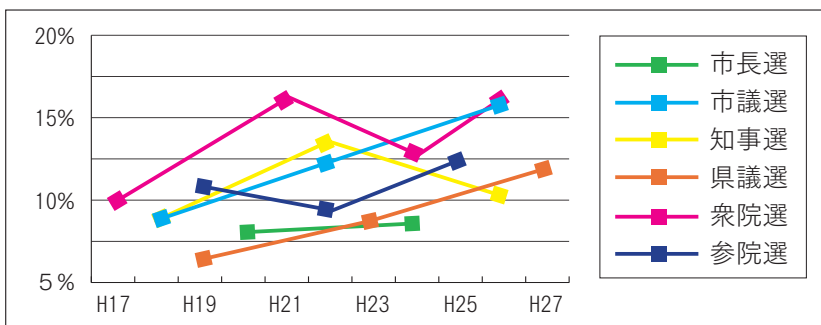
学校や仕事などの都合があるときや、旅行やレジャー、冠婚葬祭などで投票に行けないと見込まれる場合には期日前投票を利用できます。

投票の際に、投票日当日に投票できない見込みであるという「宣誓書」をご記入いただきますが、事由の選択と住所、氏名、生年月日のみの記入なので手続きは簡単です。

入場券をなくした場合は

万が一、入場券をなくしたり忘れても、本人確認できるものがあれば投票できます。

▼有権者に占める期日前投票者の割合 (期日前投票率)



期日前投票者は増加傾向にあります

過去10年間の選挙において、市内の有権者に占める期日前投票者の割合をグラフにしましたのでご覧ください。

これは、投票日当日の投票でも同じです。

選挙は、あなた自身・家族・地域の将来を決める大切なこと

選挙は皆さんの代表者を選ぶことです。自身の将来のため、地域の将来のために皆さんの声を投票という形で表現してください。

このように、期日前投票をする有権者の割合は各選挙のたびに増加傾向にあります。



ちよつと豆知識

※次回は、「選挙に関する知識」を掲載予定です。

【公示日と告示日の違い】

大まかには、衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙では「公示」、その他の選挙では「告示」と区別しています。

公示、告示を行う日を「公示日」、「告示日」といいます。

どちらも公の機関が広く一般に知らせることを意味します。